

請求書の押印省略に関する Q & A

No.	質問	回答
対象となるもの		
1	請求書に押印を省略できるのはいつからか。	令和 6 年 10 月 1 日以降に発行するものが対象になります。 (発行日が令和 6 年 10 月 1 日以降のもの)
2	すべての請求書について押印は廃止され、代表者職・氏名の記載も省略できるのか。	法令、規則、要綱等に基づき押印による提出が定められているものは、今回の取扱いの対象ではありません。代表者の職氏名等の記載は従来どおり必要です。
3	電子メールでの提出も可能か。	電子メールでの提出も可です。PDF 形式の添付ファイルとし、担当課へ提出してください。なお、送信後は提出担当課への受信確認の連絡をお願いします。
4	従来どおり、請求書に押印し、郵送や持参してもよいか。	押印された請求書の取扱いに変更はありません。押印した請求書は、従来どおり原本を提出してください。
5	押印を省略できるのはどのような印か。	押印を省略できるのは、会社印、代表者印、担当者印等の全ての印です。
押印省略の方法		
6	押印省略する場合、必ず氏名・連絡先等の記載は必要か。	内容確認のため、必要に応じて担当課から連絡させていただきます。場合によっては、押印に代えて「発行者（発行者が法人の場合は発行責任者および担当者）の氏名および連絡先（電話番号）」の記載をお願いします。
7	代表者、発行責任者、担当者がすべて同じ場合、（1人で事業所等を営んでいる場合等）、発行責任者と担当者等はどのように記載するのか。	代表者、発行責任者、担当者がすべて同じ方である場合、「発行責任者の氏名および連絡先（電話番号）」は、代表者と同一であっても追記をお願いします。「担当者の氏名」は記載不要です。
8	責任者名や担当者名の記載は、手書きでもよいか。	手書きでも結構ですが、鉛筆・消せる筆記用具での記載は不可です。